

紀伊国・玉津島の稚日女尊と天野祝が祀る丹生都比売神
 —『紀伊続風土記』の検証を手がかりにして—

市瀬 雅之

はじめに

『万葉集』巻六には、

神亀元年甲子の冬十月五日、紀伊国に幸せる時、山部宿祢赤人
 が作る歌一首 并せて短歌

やすみしし わご大君の 常宮と 仕へ奉れる 雑賀野ゆ そがひに
 見ゆる 沖つ島 清き渚に 風吹けば 白波騒き 潮干れば 玉藻
 刈りつつ 神代より 然そ貴き 玉津島山 (6・九一七)

安見知之 和期大王之 常宮等 仕奉流 左日鹿野由 背ヒ尔所見
 奥嶋 清波激尔 風吹者 白浪左和伎 潮干者 玉藻荇管 神代從
 然皆尊吉 玉津嶋夜麻

反歌二首

沖つ島荒磯の玉藻潮干満ちい隠り行かば思ほえむかも (6・九一八)
 奥嶋 荒磯之玉藻 潮干満 伊隠去者 所念武香聞
 若の浦に潮満ち来れば濁をなみ葦辺をさして鶴鳴き渡る(9・九一九)
 若浦尔 塩満来者 滷乎無美 葦邊乎指天 多頭鳴渡

右、年月を記さず。ただし、玉津島に從駕すと傳ふ。因りて今
 行幸の年月を検し注して載せたり。

と、神亀元年(七二四)の作として、山部赤人の紀伊国行幸歌^①が記され
 ている。九一七番歌が、「神代より 然そ貴き 玉津島山」と結ばれてい
 るところに目を向けると、『続日本紀』十月十六日条に、

また詔して曰はく、「山に登り海を望むに、此間最も好し。遠行を勞
 らずして、遊覽するに足れり。故に弱浜の名を改めて、明光浦とす。

守戸を置きて荒穢せしむること勿かるべし。春秋二時に、官人を差し
 遣して、玉津嶋の神、明光浦の靈を奠祭せしめよ」とのたまふ。

と、聖武天皇の勅が「玉津嶋の神」との表現を残したことが想起される。
 新日本古典文学大系『続日本紀』の脚注^②は、この神を、

今日では、玉津嶋神社の祭神を稚日女尊ほか三柱とするが、ここでは
 漠然とこの土地の地祇を嶋の「神」と浦の「靈」とよんだのか。

と推測する。玉津島神社に詳しい由緒が残されておらず、祭神に関わる発
 言は、平安時代以降を待たねばならないためである。

とはいえ、今日の玉津島神社に奉祭される四神のうち「稚日女尊」「息
 長足姫尊」「衣通姫尊」は、『日本書紀』や『風土記』等の文献から見え
 はじめ、仁井田好古等の編んだ『紀伊続風土記』に詳細な考察がある。以
 後の研究の礎を成しているだけに、その検証が求められる。

本稿は、『紀伊続風土記』が稚日女尊と丹生都比売神(記載が多様なため、
 本文は「丹生都比売神」で統一する。引用文はそれぞれに従い「」で表記する)
 を、同一神と捉える理解に対して、『日本書紀』や『播磨国風土記』逸文
 には、天野祝と丹生都比売神の姿しか表されていない傾向に着目する。同
 一に捉えるのではなく、区別して検討することで見出される歴史と文学を
 考える。

一、稚日女尊と「丹津比女神」

『紀伊続風土記』附録巻之十七「神社考定之部 下」^③は、玉津島神
 社の祭神を「稚日女尊」「神功皇后」「衣通姫」とし、

右本国神名帳に従四位上玉津島大神とある是なり。最上世より齋ひ祀れる神一座、後に合せ祀れる神二座、すべて三柱の神を玉津島明神と申奉る。最上世より齋ひ祀れる神は伊邪那岐・伊邪那美命御児、御名を稚日女尊と申して、伊都郡天野に在す丹津比女神と同神に御坐す。と記す。特に「稚日女尊」と伊都郡天野に祀られた「丹津比女神」を「同神」と扱うところに、大きな特徴が認められる。

「丹津比女神」は、『播磨国風土記』逸文（『釈日本紀』十一）^④が、息長帯日売命、新羅国を平けむと欲したまひて下り坐しし時、衆の神に禱りたまひき。その時、国堅めましし大神の子、尔保都比売命、国造石坂比売命につきて、教へて曰りたまはく「好く我が前を治め奉らば、我ここに善き験を出して、比々良木の八尋梓根の底不附国、越売の眉引の国、玉匣賀々益国、苦枕有宝国、白衾新羅国を、丹の浪を以ちて平伏け賜はむ」とのりたまふ。かく教へ賜ひここに赤土を出だし賜ひき。その土を天の逆梓に塗りたまひ、神舟の艫と舳に建てたまふ。また御舟の裳と御軍の着衣を染めたまひぬ。また海水を攪き濁して渡り賜ふ時、底潜る魚また高く飛ぶ鳥どもも往き来せず、前を遮るものなし。かくて新羅を平伏け已訖りて還上りたまひぬ。乃ちその神を紀伊国の管川なる藤代の峰に鎮め奉りき。

と、「尔保都比売命」を記すのが早い。息長帯日売命（神功皇后）が、新羅を平定するために、筑紫へ下ろうとすると、「尔保都比売命」が石坂比売命に憑いて、自身を奉ることを条件に、「善き験」と「赤土」を出す。息長帯日売命がこれを、天の逆梓に塗り、船尾と船首に建てた。また御船の外装に塗り、兵士たちの衣を染め等して出発する。海を濁らせて渡ったところ、船底に潜る魚や船上高く飛ぶ鳥たちは行き来することなく、前を遮るものがなかったという。新羅を無事平定して帰還したことにより、「尔保都比売命」が紀伊国の管川にある藤代の峰に奉られたと記す。

『紀伊続風土記』は引用の末尾に、
爾保都比売命は、即天野社祝詞に丹生津比咩大御神とあり。神名帳、伊都郡丹都比売神社とある是なり。こゝに国堅大神之子といひ、祝詞には伊佐奈支・伊佐奈美命御児といふ。是も同神にて国堅大神は、即伊佐奈支・伊佐奈美尊をいふなり。

と注記している。「神名帳」は『延喜式』卷十（神祇十神名下）^⑤に、「伊都郡二座 大一座／小一座」の中に、「丹生都比女神社 名神大。月／次新嘗。」とあることを指す。「祝詞」は、『丹生大明神告門』^⑥に、

懸幕モ恐キ皇大御神ヲ、歳中月撰、月中日撰定テ、銀金花佐支開吉日時ヲ撰定テ、当年二月春御門ノ十一月秋御門奉仕申、高天原ニ神積坐、天石倉押放、天石門忍開給イ、天乃八重曇ヲ伊豆乃道別ニ道別給天、豊葦原乃美豆穂乃国ヲ美豆給トシテ、国郡波佐波ニ在トモ、紀伊国伊都郡庵太ノ村乃石口ニ天降坐天、太御名ヲ申波恐之、不申恐キ、伊佐奈支・伊佐奈美ノ命ノ御児、天ノ御蔭日ノ御蔭、丹生都比咩太御神ト、太御名ト頭給天（後略）

を認めることができる。

『紀伊続風土記』の本文は、

按ずるに稚日女尊の御名は、大日靈尊に對せる御名と聞え、又此御神代より玉津島に鎮まり座しし神なれば、稚浦の名は此御神の御名より出るなるべし。此御神、赤土を以て、功を顕し給ひて丹生津比女の御名は負ひ給へるなり。

と、

① 稚日女尊の名は大日靈尊に對する名である。

② 稚日女尊の名が稚浦を生んでいる。

③ 稚日女尊が、赤土の功をもって丹生津比女という名を得た。

の三点を指摘する。①はともかく、②は、玉津島における稚日女尊の祭神

化が、相当早い時期に求められなければならない。「はじめに」に掲げた、神亀元年の聖武天皇の勅に、「弱浜」と記される文字表記との関わりが説かれねばなるまい。もつとも詳しく取り上げているのが③についてである。

神代卷一書曰、稚日女尊坐于齋服殿而織神之御服也。旧事記に曰、稚日女尊者、天照大神之妹也。天野社伝曰、丹生大明神丹生津姫尊者、天照皇大神之御妹、稚日女尊也。長承二年十一月太政官符に高野山藏高野山王此大明神云云、天照大神之妹也。又嘉禎四年大塔修繕理願文に抑鎮守者丹生之靈祠也。

と記して、「此等の説其考へたる所以は各異なれども、丹生津比女尊は即ち稚日女尊といひ、又玉津島神は稚日女尊といふは古伝説と見ゆ」と結論づけている。

しかし、『日本書紀』神代卷上⑦の第七段一書第一に、一書に曰く、是の後に稚日女尊、齋服殿に坐して、神之御服を織りたまふ。素戔嗚尊見して、則ち斑駒を逆剥にし、殿の内に投入る。稚日女尊、乃ち驚きて機より墮ち、持たせる梭を以ちて体を傷めて、神退りましき。

とある記事は、稚日女尊を記す早い例ではあるが、玉津島の神はもとより、丹生都比売神との関わりを探ることができない。『先代旧事本紀』卷第二「神祇本紀」が、「其ノ稚日女ノ尊者。天照太神ノ之妹也」⑧と、稚日女尊を天照大神の妹とはしているが、玉津島の神とも丹生都比売神とも関わりを認めることができない。

『日本書紀』は神功皇后摂政元年二月条に、稚日女尊を、時に皇后、忍熊王師を起して待てりと聞しめして、武内宿祢に命せて、皇子を懐き、横に南海より出で、紀伊水門に泊らしめたまふ。皇后の船は、直に難波を指したまふ。時に、皇后の船、海中に廻りて進むこ

と能はず。更、務古水門に還りましてトへたまふ。是に、天照大神、誨へまつりて曰はく、「我が荒魂、皇后に近くべからず。当に御心を広田国に居らますべし」とのたまふ。即ち山背根子が女葉山媛を以ちて祭らしめたまふ。亦、稚日女尊、誨へまつりて曰はく、「吾、活田長峽国に居さむと欲ふ」とのたまふ。因りて海上五十狭茅を以て祭らしめたまふ。亦、事代主尊、誨へまつりて曰はく、「吾を御心の長田国に祠れ」とのたまふ。則ち葉山媛が弟長媛を以ちて祭らしめたまふ。亦、表筒男・中筒男・底筒男三神、誨へまつりて曰はく、「吾が和魂、大津の淳中倉の長峽に居さしむべし。便ち因りて往来船を看さむ」とのたまふ。是に、神の教の随に鎮め坐さしめたまひ、則ち平に海を度ること得たまふ。

と、「活田長峽国」（生田神社）に鎮座したと記す。これに『紀伊続風土記』は、延喜式撰津国八郡生田神社是也。○按ずるに此稚日女尊、即丹生津比咩尊なるべし。生田にも鎮め祭り、又筒川藤代にも鎮め祭り奉る。荒魂和魂の別なるべし。住吉の神、荒魂和魂の別を以て、長門と撰津と両所に祭りしと同じ類ならん。されば書紀に住吉の神と同じ様に、両所に挙げて書きたるべきに偶洩し給へるなり。播磨風土記も、其偏爾保都比咩と御名を負ひへ給る方を書せしなれば、書紀と風土記とを合せて此御神の事備はれりといふべし。書紀に稚日女尊の事を書さるさゝ様、猶闕くる所あるに似たり。其はいかにといふに、皇后初神の御名を知らまく欲し給ひて、中臣烏賊津を以て為審神者、神名を問ひ給ふに、天疎向津媛命より、初めて各其神名を告給ひ、末にて其神等、各居まく欲する所を求め給へる由を書せり。稚日女尊は初に其事なくて末に唯居まく欲し給ふ處の事を書されたるは、初の段に御名を告給ふ事を洩し給へるなるべし。

と、「稚日女尊」を「丹生津比咩尊」と同一神と捉えながら、生田への鎮座とともに「筒川藤代」への奉祭があったと注記する。「丹生津比咩尊」の名の見えないことは、本文に「播磨国風土記に書せし所書紀の闕たるを補ふに足れり」としている。神社名の異なる理由は、「一神にて両所に並ひ立給ひ式に阿波国にては事代主神社といひ、摂津国にては長田神社といふと同じ類なり」と理由づけている。

こうした考察の中に、

然れば、此御神初玉津島に坐し、に、皇后の御時、功勲を顕はし給ふにより別に管川藤代峯に鎮め奉り。

との記述は、唐突であるといわねばなるまい。『紀伊続風土記』には、玉津島の神を第一に捉えて、他の文献を読み解く傾向がうかがわれる⁹⁾。

『紀伊続風土記』はこの他にも、『天野社伝』に「丹生大明神丹生津姫尊者、天照皇大神之妹也」と記されていたことを指摘する。高野山が所蔵する長承二年(一一三三)十月の太政官府には「高野山王此大明神云々。天照大神之妹也」とあり、嘉禎四年(一一三八)の大塔修理願文空には「抑鎮守者丹生之靈祠也。豈非、天照大神之同胞乎其他、神宮秘伝問答、并真野時綱度会延佳」等と記されていることを引用して、丹生都比売神が天照皇大神の妹であると位置づけられていたことを確認している。これを頼りに、玉津島明神は、稚日女尊にて、天照大神の御妹なりといふ。此等の説、其考へたる所以は各異なれども、丹生津比女尊は即稚日女尊といひ、又玉津島神は稚日女尊といふは古伝説と見ゆ。

と説く。確かに、丹生都比売神は天照大神の妹と位置づけられている。しかし、稚日女尊とは記されていない。

『丹生大明神告門』は、高天原から説き起こし、伊佐奈支・伊佐奈美命の子と丹生都比売神を位置づける。『古事記』が記すような、中央神話の体系ができあがった後の成立が考えられる。『天野社伝』は、伊佐奈支・

伊佐奈美命の子と位置づける延長に、もつとも尊ぶべき神として、天照皇大神を認めて、丹生都比売神をその妹と位置づける。天野祝にとっては、稚日女尊ではなく、丹生都比売神こそが天照大神の妹と位置づけられることが求められる。

引用された文献に注目される記述は、天野祝と丹生都比売神に関わる記述のみである。玉津島の神と丹生都比売神の接点が、自明なものとの理解から、議論をはじめめることはできない。

三、『播磨国風土記』逸文の位相

本稿は先に、丹生都比売神の初出を『播磨国風土記』逸文に求めたが、『丹生都比売神社史』(10)は、定説とみなしていないことが留意される。

(1) 爾保都比売命の故事は奈良時代に成立した『播磨国風土記』には、採録されていたが、後世何らかの事情で記事が脱落した

(2) 爾保都比売命の故事は『播磨国風土記』に採録されていないものの、後世なぜか採録されていたものとして取り扱われ、『釈日本紀』もそういう認識のもとに記事を採録した

との二つの考え方を示している。

(1) については、

a 現存する『播磨国風土記』の欠落部分に逸文が記されていた可能性がある。

b 逸文を記す『釈日本紀』の信憑性は高い。

c 丹生都比売大神に関わる他の文献と矛盾するところのない。

との三点を記す。出典は明記されていないが、『釈日本紀』が記す逸文の考察は、秋本吉郎『風土記の研究』(11)に詳しい。日本古典文学大系本『風土記』頭注が、「現伝本に欠けた明石郡の逸文と認められる」と見通しているのに基づいて、記されているのではないと思われる⁽¹²⁾。

これに『丹生都比売神社史』は(2)を掲げ、逸文が『播磨国風土記』の諸本に記されていないことを不審としている。その理由を、

この故事を『播磨国風土記』として再録した『积日本紀』は、元寇より後の時代に成立してる。当時は、元寇における勝利が、日本の神々の靈威によるものと広く考えられていた時代である。こうした時代状況の中で、新羅平定という非常にタイムリーな話題をもたらす『播磨国風土記』―『播磨国風土記』の記事であったかどうか、わからないが―の記事がことさら注目され、採用された可能性もある。もつと踏み込んでいうならば、たとえ『积日本紀』が鎌倉時代後期の『日本書紀』研究の最先端であったとしても、その解釈には当時の社会情勢が反映されている可能性はあり、載録資料に全面的な信頼は置けない。と述べる。そう考えざるを得ない理由として、『日本書紀』には丹生都比売神が見出されないこと。高野山側の資料に『播磨国風土記』逸文に類似した記事を見ないことを指摘する。それでも、『住吉大社神代記』には、「丹生咩神」の名が記されているところに、「爾保都比売命」の神威が伝えられていた可能性は認めるといふ、少し複雑な立場を示している。ここでは、主に(2)の可能性を検証しておく。

『日本書紀』が神功皇后摂政前紀に記す仲哀天皇九年条は、様々な神が鎮座の地を求めたことを、次に示すように記している。

三月の壬申の朔に、皇后、吉日を選ひて斎宮に入り、親ら神主と為りたまひ、則ち武内宿祢に命せて琴撫かしめ、中臣烏賊津使王を喚して審神者としたまふ。因りて千繪高繪を以ちて琴頭尾に置き、請して曰さく、「先日、天皇に教へたまひしは誰神ぞ。願はくは其の名を知らむ」とまをしたまふ。七日七夜に逮りて、乃ち答へて曰はく、「神風の伊勢国の、百伝ふ度逢原の、拆鈴五十鈴宮に居す神、名は撞賢木厳之御魂天疎向津媛命なり」とのたまふ。亦問ひまうさく、

「是の神を除きて復神有すや」とまをしたまふ。答へて曰はく、「幡萩穂に出し吾や、尾田の吾田節の淡郡に居す神有り」とのたまふ。問ひまをさく、「亦有すや」とまをしたまふ。答へて曰はく、「天事代虚事代玉籤入彦厳之事代神有り」とのたまふ。問ひまをさく、「亦有すや」とまをしたまふ。答へて曰はく、「有ること無きこと知らず」とのたまふ。是に、審神者が曰さく、「今し答へたまはずして、更後に言ふこと有しますや」とまをす。則ち対へて曰はく、「日向国の橘小門の水底に所居して、水葉も稚けく出で居す神、名は表筒男・中筒男・底筒男の神有り」とのたまふ。問ひまをさく、「亦有すや」とまをす。答へて曰はく、「有ること無きこと知らず」とのたまひ、遂に且神有りとも言はず。時に神の語を得て、教の随に祭りたまふ。確かに丹生都比売神の名は認められない。その理由は、同じ『日本書紀』の神功皇后条に、次の記事が存在することが留意される。

冬十月の己亥の朔にして辛丑に、和珥津より発ちたまふ。時に、飛廉風を起し、陽侯浪を挙げ、海中の大魚悉に浮びて船を扶く。則ち大風順に吹き、帆船波に随ひ、櫓楫を勞かずして、便ち新羅に到る。時に、船に随へる潮流、遠く国の中に逮る。即ち知る、天神地祇の悉に助けたまへるかといふことを。

右に「海中の大魚悉に浮びて船を扶く」とある。前掲『播磨国風土記』逸文が記す「また海水を攪き濁して渡り賜ふ時、底潜る魚また高く飛ぶ鳥どもも往き来せず、前舳を舳遮るるものなし」と、同時に記すことのできない内容を備えている。『日本書紀』は、「天神地祇の悉く助けたまへるかといふことを」と記しているが、『古事記』は、神託の主を、

爾くして、驚き懼ぢて、殯宮に坐せて、更に国の大ぬさを取りて、種々に生剥・逆剥・あ離・溝埋・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鶏婚・の罪の類を求めて、国の大祓を為て、亦、建内宿禰、さ庭に居て、

神の命を請ひき。是に、教へ覺す状、具さに先の日の如くして、「凡そ、此の国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国ぞ。」とをしへさとしき。爾くして、建内宿禰が白さく、「恐し、我が大神、其の神の腹に坐す御子は、何れの子か」とまをすに、答へて詔ひしく、「男子ぞ」とのりたまひき。爾くして、具さに請はく、「今如此言教ふる大神は、其の御名を知らむと欲ふ」とこふに、即ち答へて詔ひしく、「是は、天照大神の御心ぞ。亦、底筒男・中筒男・上筒男の三柱の大神ぞ。此の時に、其の三柱の大神の御名は、顕れき。今寔に其の国を求めむと思はば、天神・地祇と、亦、山の神と河・海の諸の神とに、悉く幣帛を奉り、我が御魂を船の上に坐せて、真木の灰を瓠に納れ、亦、箸とひらでとを多た作りて、皆々大海に散し浮けて、度るべし」とりたまひき。

と、住吉三神であると記している。その加護を得て、船が海を渡る様は、故、備さに教へ覺ししが如く、軍を整へ船を双べて、度り幸しし時に、海原の魚、大ききを問はず、悉く御船を負ひて渡りき。爾くして、順風、大きに起り、御船、浪に従ひき。故、其の御船の波瀾、新羅之國に押し騰りて、既に半國に到りき。

と、『日本書紀』に類似する。『日本書紀』が同年十二月条に引用する異伝には、

一に云はく、足仲彦天皇、筑紫の檀日宮に居します。是に神有して、沙塵県主が祖内避高国避高松屋種に託りて、天皇に誨へて曰はく、「御孫尊、若し宝國を得まく欲さば、將に現に授けまつらむ」とのたまふ。便ち復曰はく、「琴將ち来て、皇后に進れ」とのたまふ。則ち神言に随ひて、皇后、琴撫きたまふ。是に神、皇后に託りて誨へて曰はく、

「今し御孫尊の所望したまふ國は、譬へば鹿の角如す実無し國なり。

其れ、今し御孫尊の所御へる船と、穴戸直踐立が貢れる水田、名は大

田とを幣として、能く我を祭らば、美女の瞭如す金・銀多なる眼炎く國を以ちて、御孫尊に授けむ」とのたまふ。時に天皇、神に對へて曰はく、「其れ、神と雖も何か謾語きたまはむ。何処にか將に國有らむ。且、朕が乗れる船を既に神に奉りて、朕、曷の船にか乗らむ。然も未だ誰神といふことを知らず。願はくは、其の名を知らむ」とのたまふ。時に神、其の名を称りて曰はく、「表筒雄・中筒雄・底筒雄なり」とのたまふ、如是三神の名を称り、且重ねて曰はく、「吾が名は、向匱男聞襲大歴五御魂速狭騰尊なり」とのたまふ。時に天皇、皇后に謂りて曰はく、「聞き悪き事言ひ坐す婦人かも。何ぞ速狭騰と言ふ」とのたまふ。是に神、天皇に謂りて曰はく、「汝王、如是信けたまはずは、必ず其の國を得たまはじ。唯、今し皇后の懷妊ませる子、蓋し獲たまふこと有らむか」とのたまふ。是の夜に、天皇、忽に病發りて崩りましぬ。然して後に、皇后、神の教の隨に祭りたまふ。則ち皇后、男の束装して新羅を征ちたまふ。時に、神導きたまふ。是に由りて、船に隨ふ浪、遠く新羅の國中に及ちぬ。是に新羅王宇流助富利智干、参迎へ、跪きて王船を取へ、即ち叩頭みて曰さく、「臣、今より以後、日本國に居します神の御子に、内官家と為りて、絶ゆること無く朝貢らむ」とまをすといふ。

の中に、「其の名を称りて曰はく、『表筒雄・中筒雄・底筒雄なり』とのたまふ」とある。続いて記される本文は、

是に、軍に従ひし神、表筒男・中筒男・底筒男三神、皇后に誨へて曰はく、「我が荒魂は、穴門の山田邑に祭らしめよ」とのたまふ。時に、穴門直が祖踐立・津守連の祖田裳見宿禰、皇后に啓して曰さく、「神の居しまさまく欲りたまふ地を、必ず定め奉るべし」とまをす。

則ち踐立を以ちて、荒魂を祭る神主としたまふ。仍りて祠を穴門の山田邑に立つ。

と、住吉三神の功績が認められている。

『播磨国風土記』逸文が記す「底潜る魚また高く飛ぶ鳥どもも行き来せず、前舳を舳遮るるものなし」との説話は、これと内容的に相容れないので、『日本書紀』に取り入れられなかった。『播磨国風土記』逸文が「乃ちその神を紀伊国の管川なる藤代の峰に鎮め奉りき」と記す内容も、書き留めることができなかつたと考えられる。

『日本書紀』は丹生都比売神こそ記さないが、神功皇后撰生元年二月条に、

忍熊王、復軍を引き退き、菟道に到りて軍す。皇后、南紀伊国に詣りまし、太子に日高に会ひたまひ、以ちて群臣と議及らす。遂に忍熊王を攻めむと欲し、更に小竹宮に遷ります。小竹、此には之努と云ふ。是の時に適りて、昼の暗きこと夜の如くして、已に多の日を経たり。時人の曰く、「常夜行くなり」といふ。皇后、紀直が祖豊耳に問ひて曰はく、「是の怪は何の由ぞ」とのたまふ。時に、一老父有りて曰さく、「伝へ聞かく、是の如き怪は、阿豆那比の罪と謂ふといへり」とまをす。問ひたまはく、「何の謂ぞ」ととひたまふ。対へて曰さく、「二社の祝者を、共に合せ葬れるか」とまうす。因りて、巷里に推問はしめたまふに、一人有りて曰さく、「小竹の祝と天野の祝と、共善友たりしに、小竹の祝、病に逢ひて死りぬ。天野の祝血泣ちて曰はく、『吾はも、生けりしときに交友たりき。何ぞ死りて穴を同じくすること無けむや』といひて、則ち屍の側に伏して、自ら死りぬ。仍りて合葬りつ。蓋し是か」とまをす。乃ち墓を開きて視れば実なり。故、更棺槨を改めて、各処を異にして埋む。則ち日の暉炳燦きて、日夜別有り。

と、天野祝の存在を記している。その背後には、丹生都比売神の存在が想起されよう。

『住吉大社神代記』に目を向けてみると、「凡そ大神の宮、九箇所に所在り」と記して、そのひとつに「紀伊国伊都郡 丹生川上天手力男意気統々流住吉大神」の存在を記している。その後の条に「部類神」として「紀伊国名草郡 丹生咩神」を記す¹³⁾。住吉大社は、住吉の海から紀ノ川を遡上しながら「伊都郡」まで信仰を広め行く中で、丹生都比売神の信仰を「名草郡」まで認める姿勢を見せている。「部類神」と位置づけられている点において、穏やかな関係が結ばれていた様子がうかがわれる。

丹生都比売神が「名草郡」まで信仰されていたことに留意すると、玉津島との距離が近いので、或いは玉津島神との関わりまでを考えてみたくなるかもしれない。しかし、丹生都比売神は祭神として認められていない。あくまでも稚日女尊を奉祭しているところに、直接結びつけて考えることの難しさが横たわっている。個別に検討すべきであろう。

高野山側の資料に神功皇后の新羅平定の記事が見いだされないので指摘については、次に掲げる『今昔物語集』巻十一第一「弘法大師始建高野山語第二十五」¹⁴⁾に着目しておく。

今昔、弘法大師、真言教諸ノ所ニ弘メ置給テ、年漸ク老ニ臨給フ程ニ、数ノ弟子ニ、皆、所々ノ寺々ヲ譲リ給テ後、「我ガ唐ニシテ擲ゲシ所ノ三鉢落タラム所ヲ尋ム」ト思テ、弘仁七年ト云フ年ノ六月ニ、王城ヲ出テ尋ヌルニ、大和国宇智ノ郡ニ至テ一人ノ獵ノ人ニ会ヌ。其形、面赤クシテ長八尺許也。青キ色ノ小袖ヲ着セリ。骨高ク筋太シ。弓箭ヲ以テ身帯セリ。大小ニノ黒キ犬ヲ具セリ。即チ、此人大師ヲ見テ、過ギ通ルニ云ク、「何ゾノ聖人ノ行キ給フゾ」ト。大師ノ宣ハク、「我レ、唐ニシテ三鉢ヲ擲テ、『禪定ノ靈穴ニ落ヨ』ト誓ヒキ。今、其所ヲ求メ行ク也」ト。獵者ノ云ク、「我レハ是、南山ノ犬飼也。我レ其所ヲ知レリ。速ニ可教奉シ」ト云テ、犬ヲ放テ令走ル間、犬失ヌ。大師、其ヨリ紀伊ノ国ノ堺大河ノ辺ニ宿シヌ。此ニ一人ノ山人ニ会ヌ。

大師此事ヲ問給フニ、「此ヨリ南ニ平原ノ沢有リ。是其所也」。明ル朝ニ、山人大師ニ相具シテ行ク間、密ニ語テ云ク、「我レ此山ノ王也。速ニ此ノ領地ヲ可奉シ」ト。山ノ中ニ百町計入ヌ。山ノ中ハ直シク鉢ヲ臥タル如クニテ、廻ニ峰八立テ登レリ。檜ノ云ム方無ク大ナル、竹ノ様ニテ生並タリ。其中ニ一ノ檜ノ中ニ大ナル竹勝有リ。此ノ三結被立タリ。是ヲ見ルニ、喜ビ悲ブ事限無シ。「是禪定ノ靈岨也」ト知ヌ。「此ノ山人ハは誰人ゾ」ト問給ヘバ、「丹生ノ明神トナム申ス」。今ノ天野ノ宮、是也。「犬飼ヲバ高野ノ明神トナム申ス」ト云テ、失ヌ。

大師返給テ、諸ノ職皆辞シテ、御弟子ニ所々ヲ付ク。東寺ヲバ実惠僧都ニ付ク。神護寺ヲバ真濟僧正ニ付ク。真言院ヲバ真雅僧正ニ付。高野ヲ棄テ南山ニ移リ入給ヌ。堂塔房舎ヲ其員造ル。其中ニ、高サ十六丈ノ大塔ヲ造テ、丈六ノ五仏ヲ安置シテ、御願トシテ名ヅケツ、金剛峰寺トス。(以下略)

弘法大師が高野山に金剛峯寺を建立する起源を語るものだが、その場面は山を舞台にしている。「丹生ノ明神」が「山人」として現れていることが重視されよう。

天野祝が奉祭する丹生都比売神には、『播磨国風土記』逸文や『日本書紀』に見いだされる、神功皇后の新羅征討に関わった、海洋系説話とでも仮称すべき話が形成されていたと考えられる。『住吉大社神代記』の記述は、紀ノ川を遡上する点で、海と川を結んでいる。これに対して、高野山に金剛峯寺が建立されてゆくと、『今昔物語集』にみえるような高野山に關わる山岳系とでも仮称すべき説話の形成が求められる。高野山の開祖には、神功皇后をめぐる海洋系説話が必要とされない。丹生都比売神は高野山と結びつきを深めていくところに、海洋系の説話から山岳系の説話へと、話題の転換が進められていく段階を認めるのが、穏当な理解と解する。

『播磨国風土記』逸文は、逸文であるが故に議論の余地がないわけでは
ないが、『延喜式』を開くと、播磨国は主計式に「赤土五斛一斗」の貢上
が記されている。「赤土(丹生)」の流通とともに、丹生都比売神を受容
する播磨国側において、神功皇后の新羅征討と關わる説話形成がなされ
たと見通される。『釈日本紀』が『播磨国風土記』と明記する内容を作文し
たとまで考えるには、具体的な論証が必要となる。

天野祝が伝承する説話は、海洋系説話と山岳系説話の形成を、段階的に
捉えていく必要が認められる。

四、玉津島神社の神事

ここまでは、玉津島の神の考察としながらも、丹生都比売神の在り方を
考察することに終始する結果となった。しかし、『紀伊続風土記』が記す
以下の箇所は、少し様子が異なることに注意しておく。

既に玉津島天野両所に並び立給へども、元一神なるを以て其間十余里
行程を隔つれども、毎年九月十六日、丹生明神の神輿を玉津島に還幸
なし奉るを天野の祭礼とす。玉津島に輿窟とてあるは、丹生の神輿渡
御の處なるを以て呼来れり。天野にて神輿を玉津島の岩屋に渡御なし
奉るを濱降りといふ。輿窟の事を公任卿家集にも書され、又その家集
に神輿毎年渡御の事ありしなと書されたるを視れば、其事いと古より
行はれし事知られて、応永の頃までも怠なかりしに、(注略)永禄年
間神輿渡御の時風波俄に發りて、波濤窟に打込御輿波底に漂没せり夫
より神幸は廢絶といふ。然れども、今も猶、祭礼の時、神輿を玉津島
の方に向けて還幸の形をなすを例とせり。

と、「丹生明神」が玉津島神社に「還幸」することが天野の祭礼になつて
いたことを伝えている。それが応永(一三九四〜一四一八)の頃には確認す
ることができるとする。永禄(一五五八〜一五六九)年間に一時途絶えたが、

祭礼に名残のあることを伝えている。「神輿渡御の事」は、

神輿渡御の事、古より行はれしに、後何れの時にか有けん日、前宮の人母と天野の惣神主と座席の争いありて、多年神幸の事なかりしに、文保二年双方和議をなして、本の如く神輿渡御の祭礼を執行ひし。和予状今猶高野山の宝庫に蔵む後、応永六年神輿渡御の事を書せり文書是又高野山にあり。

と、日前宮の人母と天野の惣神主との座席の争いによって中断されたが、文保二年(一二三二)の和議によって再開されたことが注記されている(15)。『続紀伊風土記』は、このことを、

紀国造と天野祝部とは共に同く大名草彦の子孫にして、玉津島神は国造の斎き祀る所、丹生津神社は天野祝の斎祀る所、神輿還幸の事も日前宮の神職と天野の神職と共に同く事を執行ひし事皆由ある事といふべく以上第一坐の神を論ず

と、「紀国造と天野祝部」がともに大名草彦の子孫として行ってきた神事と位置づけている。『丹生祝氏本系帳』(16)は、天野祝に相当する丹生氏の系譜を、

始祖は天魂命、次に高御魂命大伴氏の祖、次に血速魂命中臣氏の祖、次に安魂命門部連等祖、次に神魂命紀伊氏の祖、次に最兄に坐す宇遲比古命の別の豊耳命、国主の神の女児阿牟田刀自を娶りて生める児小牟久君が児等、紀伊国伊都郡に侍へる丹生真人の大丹生直丹生祝・丹生相見・神奴等の三姓を始め、丹生都比売の大御神・高野大御神、及び百余の大御神達の神奴と仕へ奉らしめ了へぬ。(以下略)

と記している。

「宇遲比古命」に注意してみると、『古事記』の孝元天皇条には、「又、木国造が祖、宇豆比古が妹、山下影日売を娶りて、生みし子は、建内宿禰」とある。『日本書紀』の景行天皇三年条には、

三年の春二月の庚寅の朔に、紀伊国に幸して、群の神祇を祭祀らむとトへためふに、吉からず。乃ち車駕止みて、屋主忍男武雄心命を遣し、一に云はく、武猪心といふ。祭らしめたまふ。爰に屋主忍男武雄心命、詣りて阿備柏原に居て、神祇を祭祀る。仍りて住ること九年、則ち紀直が遠祖菟道彦が女影媛を娶り、武内宿禰を生む。

と紀氏の姿を見出すことができる。ただし、丹生氏への言及は認められない。両氏の系譜の重なるところには、接点を見出すことができるのであるが、それを『古事記』『日本書紀』が編まれた八世紀まで遡及させることには慎重でありたい(17)。

前掲の『今昔物語集』の説話には、弘仁七年(八一六)のできごととして、弘法大師の高野山の開祖が記されていた。ここに丹生都姫神社は、海洋系説話の担い手から、山岳系説話の担い手へと転換してゆく可能性を見出すことができる。高野山金剛峯寺の存在を重視する限り、こうした説話の展開が再び海洋系説話に戻されることを想定し難い。

「九月十六日、丹生明神の神輿を玉津島に還幸なし奉るを天野の祭礼とす。」との祭祀は、これまで見てきた説話の展開とは異なる視点から、新たに生じた可能性を探るべきと考える(18)。

おわりに

『紀伊続風土記』は、玉津島の神として奉祭する稚日女尊の由緒を、天野祝が奉祭する丹生都比売神と同一に捉えて説いたが、それを『日本書紀』や『播磨国風土記』逸文等から読み取ることは難しい。玉津島の神として奉祭される稚日女尊と天野祝が奉祭する丹生都比売神は、個別に検討されねばならない。

『播磨国風土記』逸文が記す「尔保都比売命」が、丹生都比売神の初出にならないとの疑義を検証した。『日本書紀』が丹生都比売神を取り上げ

ないのは、用いられた資料の偏向性による。『日本書紀』が神功皇后の新羅征討を語るのに用いたのは、住吉三神の由緒であることを述べた。『播磨風土記』逸文が記す「尔保都比売命」の由緒とは組み合わせられない内容を備えている。

伊都郡と播磨国との関わりが、「赤土(丹生)」の流通を介して、『播磨風土記』に「尔保都比売命」の由緒を、神功皇后と結びつけて記録させてゆくと見通す。ここに海洋系とでも仮称すべき、説話の形成が認められる。

播磨国と紀伊国の伊都郡との往来は、間に住吉大社の存在が目される。『住吉大社神代記』は、「紀伊国伊都郡」に「丹生川上天手力男意気統々流住吉大神」の存在を記す一方で、「丹生咩神」は「紀伊国名草郡」に奉祭される「類別神」と位置づけている。『住吉大社』の信仰が紀ノ川を遡上して拡充する過程において、丹生都比売神の存在を緩やかに認めている。「丹生咩神」が「名草郡」に祭られていることに着目すると、玉津島との距離は近づくが、玉津島に丹生都比売神は祭られていない。あくまでも稚日女尊が奉祭されているところに、玉津島の神の歴史は問われねばならない。

天野祝が奉祭する丹生都比売神は『丹生大明神告門』に、高天原から説き起こし、伊佐奈支・伊佐奈美命の子と位置づけられる点において、『古事記』が記すような、中央神話の体系ができあがった後の成立が考えられる。『天野社伝』は、伊佐奈支・伊佐奈美命の子と位置づける延長に、もつとも尊ぶべき神として、天照皇大神を認めて、丹生都比売神をその妹と位置づけている。

高野山に金剛峯寺が開かれてゆくことによって、丹生都比売神は、海洋系の説話を離れて、山の神と位置づけられてゆく。山岳系の説話を由緒の主体とするように転換がはかられていく経緯が見通される。丹生都比売神

社と高野山金剛峯寺との関係を考慮すると、山岳系の説話が再び海洋系の説話へと戻されるようなことは想定し難い。神功皇后に関わる説話が見出されないのはそのためといえる。

『紀伊統風土記』の当該記事の中に、玉津島の歴史をうかがうことができるのは、丹生都比売神社から、神輿が巖窟に奉納されるという、神事の記録からであろう。日前宮の紀氏と丹生都比売神社の丹生氏との関わりが目される。ただし両氏の関係を、直ちに八世紀以前まで遡及させる姿勢には慎重を要する。視点は異なるが、丹生都比売神に残される歴史と説話の形成を、時代を追って整理する本稿は、そのことに注意を促す意味を含む(19)。

『紀伊統風土記』についても付言すると、関わる文献を丁寧に收拾している点において、貴重な資料集となっている。ただし仁井田好古等の考察は、話題によって結論ありきではじまるところに注意が要される。本稿で扱った、玉津島の稚日女尊と天野祝が祀る丹生都比売神との関係は、その一例といえる。

(注)

- (1) 小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳 新編日本古典文学全集『万葉集』② 一九九五年四月 小学館。
- (2) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注 新日本古典文学大系『続日本紀』二一九九〇年九月 岩波書店。
- (3) 仁井田好古編『紀伊統風土記』(『紀伊統風土記』三一 一九七〇年三月 歴史図書社)。引用にあたっては、新字体に改め、句読点を加筆している。

- (4) 植垣節也校注・訳 新編日本古典文学全集『風土記』一九九七年十月 小学館。本稿に合わせて一部を書き改めている。

- (5) 黒板勝美・国史大系編集会 国史大系『交替式・弘仁式・延喜式前篇』（普及版）一九七二年四月 吉川弘文館。
- (6) 『丹生大明神告門』（『かつらぎ町史 古代・中世資料編』一九八三年九月かつらぎ町）。
- (7) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳 新編日本古典文学全集『日本書紀』① 一九九四年四月 小学館。
- (8) 神道大系編纂会 神道大系 古典編八『先代旧事本紀』昭和五十五年十二月）。
- (9) 藤井清二郎「近世中後期、神主家の人々」（『和歌の浦・玉津島の歴史その景観・文化と政治』二〇一九年六月 和泉書院）は、紀伊国紀州藩第十代藩主の徳川治宝が、事実上の藩権力の維持と位階昇進という榮譽の確保、さらに和歌の浦、玉津島の歴史顕彰碑の建立を進めるとともに、仁井田好古を代表とする『紀伊続風土記』の編纂を文化事業として進めていることを述べている。仁井田は治宝の志向に応えて、玉津島の神を第一に捉えた考察を展開した可能性がうかがわれる。
- (10) 丹生都比売神社史編纂委員会編集『丹生都比売神社史』二〇〇九年三月 宗教法人 丹生都比賣神社。
- (11) 秋本吉郎『風土記の研究』昭和三十八年十月 ミネルヴァ書店
- (12) 新編日本古典文学全集『風土記』（秋本吉郎校注）一九五八年四月 岩波書店。前掲（4）書の解説「五 逸文について」（廣岡義隆）は、「『播磨国風土記』は巻首と明石の郡を欠いていて、これらの欠の一部も逸文によって補うことができる」と支持している。上代文献を読む会編『風土記逸文注釈』（二〇〇一年二月 翰林書房）も同様の見方を示している。
- (13) 田中卓『吉大社神代記の研究』（『田中卓著作集』7）一九三五年十二月 国書刊行会。
- (14) 馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一 新編日本古典文学全集『今昔物語集』① 一九九九年四月 小学館。
- (15) 祭祀は、上井久義『民俗宗教の基調』（『上井久義著作集』第一巻）二〇〇六年一月 清文堂出版）。伊藤信明「天野社・日前宮と玉津島」（和歌山大学紀州経済史文化研究所編『和歌の浦 その原像を求めて』二〇一一年九月 清文堂出版）に詳しい。
- (16) 田中卓「『丹生祝氏本系帳』の校訂と研究―新撰姓氏録の撰進についての一考察―」（『日本国家の成立と諸氏族』（『田中卓著作集』2）一九八六年七月 国書刊行会）。
- (17) 前掲（15）伊藤信明「天野社・日前宮と玉津島」は、「玉津島は紀氏と丹生氏の神事の場所であり、両氏族にとつての聖地であった」として、その起源を神亀元年の聖武天皇の行幸時に求めた。これに前掲（9）藤井清二郎「中世、紀ノ川地域の政治社会と玉津島」は、紀氏と丹生氏の関係を、
両家の玉津島や紀ノ川を介した関係が、両家の祖先神につながる
と認識されている古い時代、八世紀初以前に遡らせる点につ
いては疑問無しとしない。少なくとも荘園制の展開は一二世紀
からであり、丹生氏の域外進出が想定できるものの、それ以前
の実態は資料的には確定できない。
と述べている。
- (18) 丹生都姫神社と高野山金剛峯寺との複雑な関わりは、海津一朗「異国降伏祈禱体制と諸国一宮興行」（一宮研究会編『中世一宮の歴史の展開 下 総合研究編』二〇〇五年二月 岩田書院刊）に詳しい。
- (19) 『日本書紀』巻一（神代卷上）には、第七段一書第一に、
一書に曰く、是の後に稚日女尊、斎服殿に坐して、神之御服を

織りたまふ。素戔嗚尊見して、則ち斑駒を逆剥にし、殿の内に投入る。稚日女尊、乃ち驚きて機より墮ち、持たせる梭を以ちて体を傷めて、神退りましき。故、天照大神、素戔嗚尊に謂りて曰はく、「汝、猶し黒心有り。汝と相見えむと欲はず」とのたまひ、乃ち天石窟に入りて、磐戸を閉著したまふ。是に天下恒闇にして、復昼夜の殊も無し。故、八十万神を天高市に会へて問ひたまふ。時に、高皇産靈の息思兼神と云ふ者有り。思慮の智有り。乃ち思ひて白して曰さく、「彼の神の象を凶し造りて、招禱き奉らむ」とまをす。故、即ち石凝姥を以ちて冶工として、天香山の金を採りて日矛に作る。又真名鹿の皮を全剥にして、天羽鞆に作る。此を用て造り奉る神は、是即ち紀伊国に坐します日前神なり。石凝姥、此には伊之居梨度咩と云ふ。全剥、此には宇都播伎と云ふ。

と、稚日女尊とともに「日前神」の存在が記されている。玉津島神社に稚日女尊が奉祭されている由緒は、丹生氏との関わりに着目するのではなく、紀氏との関係から考える方が、近いように思われる。